埼玉県水道用水供給事業（県水）の料金単価について

資料２

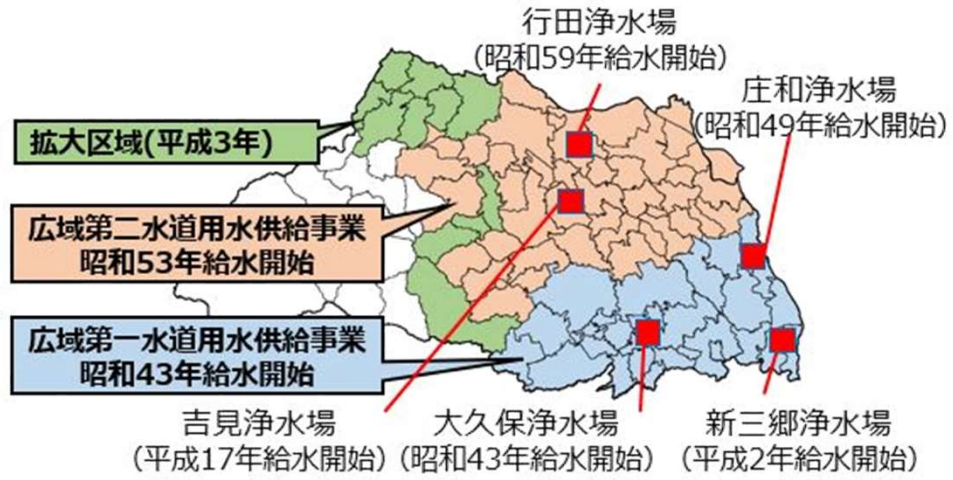
１．県水の料金単価の考え方

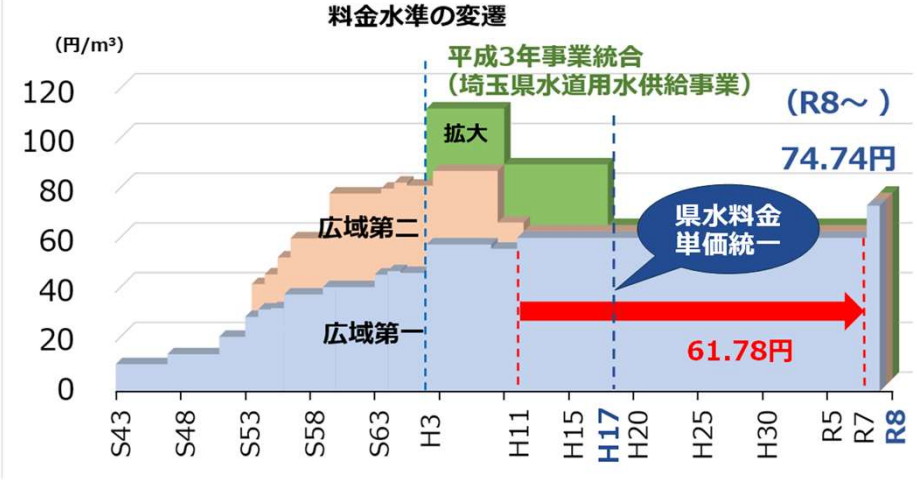
『同一事業者が提供する同質のサービスの料金が、居住する区域によって異なるのは好ましいことではない』
（昭和58年2月「埼玉県営水道事業懇談会」の「埼玉県水道用水供給事業の料金のあり方について」答申）

※県水は、安定供給の観点から、各浄水場を管路で接続し相互に水融通を行う供給体制であるため、一律の単価を設定。
（令和４年９月「埼玉県営水道長期ビジョン」）

２．県水の料金単価の変遷

県水の料金単価は、過去には事業（広域第一・第二等）や区域ごとに異なっていましたが、段階的に統一され、現在は県内一律となっています。





平成3年
・広域第一水道用水供給事業と広域第二水道用水供給事業を統合
⇒埼玉県水道用水供給事業へ
・拡大区域へ給水開始

平成11年
・旧広域第一水道と旧広域第二水道の料金統合
（61.78円/㎥）

平成17年
・拡大区域の料金を61.78円/㎥に統合（県水料金単価統一）
※「拡大区域」の県水受水量が増加し、原価計算の結果、料金単価統一後も、統一前の給水収益をほぼ確保できることを確認のうえ実施
（平成16年12月「埼玉県水道用水供給事業に係わる全体会議」資料）